

双海町翠地区ほたる保存会 会則

(名称)

第1条 この会は、双海町翠地区ほたる保存会と称する。

(目的)

第2条 この会は、双海町翠地区のほたるを保護し、その増殖を図り、伊予市双海町翠地区の自然保護、河川愛護および観光事業発展とまちづくりに資することを目的とする。

(会員)

第3条 この会の会員は、この会の主旨に賛同する団体、個人をもって構成する。

(会費)

第4条 この会の会費は、1口年額500円とする。

(役員)

第5条 この会に、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
養殖場管理責任者	1名
事務局	若干名
監事	2名
顧問	若干名

(選出・任期)

第6条 役員は、総会において選出し、任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第7条 この会は、次の会議を開く。

1. 総会 定例総会は毎年4月に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。
2. 前項における会議の議長は、副会長が互選で決定し行う。

(会計)

第8条 この会の会計は、会費、補助金、寄付金その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第9条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終える。

- <附則> この会則は、平成元年6月10日から適用する。
- <附則> この会則は、平成11年4月28日から適用する。
- <附則> この会則は、平成25年5月1日から適用する。
- <附則> この会則は、平成26年4月30日から適用する。
- <附則> この会則は、平成28年4月26日から適用する。